

## 資料4

世界と伍する研究大学の実現に向けた  
制度改正等のための検討会議(第2回)

R3.10.14

# 特定研究大学（仮称）の 指定・評価について

令和3年10月14日  
文部科学省

## （1）施策の基本的な方針

- 国として「世界と伍する研究大学」に求められる事項やその支援のための方策等に関する基本的な方針を決定する。

## （2）特定研究大学（仮称）の指定・評価

- 国立・公立・私立にまたがる新たな制度として、「世界と伍する研究大学」としてミッションを明確化し、そのポテンシャルがあると認められる大学を国が指定する仕組みを創設する。
- 特定研究大学（仮称）への国の関与の仕組みを構築する（アドバイザリーボード（仮称）の設置など）。

## （3）特定研究大学（仮称）に対する特別の措置

- 特定研究大学（仮称）のガバナンス、多様な財源の確保、優秀な研究人材の確保などのために必要な措置を講じる。

# 特定研究大学（仮称）への国の関与の仕組みの方向性

（出典）総合科学技術・イノベーション会議 世界と伍する研究大学専門調査会「世界と伍する研究大学の在り方について（中間とりまとめ）」

## I. 世界と伍する研究大学の目指す姿

＜政府の役割＞

- （略）それぞれのミッションの下、自らのビジョンや事業戦略と財務戦略を携え、成長にコミットする経営体としてのガバナンスを有する大学に対して、政府のチェック機能を限定的にとらえるべきである。すなわち、大学がそれを遂行するに当たってその高度な自律性、自由裁量を確保できるよう配慮し、基本は「これらの大学が適切なガバナンスの下、コミットメントどおりの成長ができているか」に焦点を絞り、政府は、この目的が達成されているかを数値等で客観的に評価し、その結果に応じた支援を行うことを主眼とすべきである。

## II. 世界と伍する研究大学におけるガバナンスの在り方

### 5. 大学における政府の役割

「世界と伍する研究大学」は国公立大学すべてが対象となりうるが、このうち、特に国立大学については、国は主要なステークホルダーであり、公費を最大限有効活用し国民に奉仕するという義務を果たすため、有識者等からなる会議体（アドバイザリーボード（仮称））などを設置し、「世界と伍する研究大学」である国立大学の健全な経営、ミッションの達成などを確保する必要がある。その際、学問の自由などに十分配慮すべきであることは言うまでもない。

## V. 世界と伍する研究大学実現に向けた制度改革等

### 1. 新たな大学制度（特定研究大学制度（仮称））の構築

○特に国公立大学法人においては、国や地方公共団体との間の中期目標・中期計画とそれに伴う評価の仕組みについて簡素化を行うとともに、事業成長のアウトカムへのコミットなど、数個の厳選したアウトカム指標を基調とした目標・計画・評価の仕組みとすることが必要である。

○ステークホルダーとしての国の関与も必要であり、アドバイザリーボード（仮称）のような仕組みを設けることが必要である。

# 特定研究大学（仮称）への国の関与の仕組みの方向性

## （１）特定研究大学（仮称）の指定・支援

- 国として「世界と伍する研究大学」に求められる事項やその支援のための方策等に関する基本的な方針を決定。
- 基本的な方針に基づき、「世界と伍する研究大学」にふさわしいポテンシャルを有すると認められる大学を、C S T I の意見を聴いた上で、文部科学大臣が指定。
- 指定された大学に対して、大学ファンドからの支援を行うとともに、大学独自基金（Endowment）の充実など、大学が経営の自律性を高めるために必要な特別の措置を講じる。

## （２）特定研究大学（仮称）のモニタリング・評価

- 文部科学省が、C S T I と連携しつつ、特定研究大学（仮称）のモニタリング・評価を実施。国によるモニタリング・評価については、高い自律性と厳しい結果責任を求めるべく、コミットメント（「事業成長」及び「研究力」に係る定量的なアウトカム指標の目標値）の達成状況（結果）を客観的指標に基づいて行うことを主眼とする。
- 研究面のみならず教育面を含む大学の教育研究等の状況に関する評価も担保する仕組みを構築することにより、既存の評価制度（認証評価等）の簡素化を図る。
- 指定の取り消し、ファンドによる支援の打切りや減額については、大学の活動内容のプロセスを問うのではなく、支援を受けるに当たって求めたコミットメント（「事業成長」及び「研究力」に係る定量的なアウトカム指標の目標値）が一定期間連続して達成されない場合など、結果責任を問う形とする。

（参考）総合科学技術・イノベーション会議 世界と伍する研究大学専門調査会（第9回）R3.10.8（資料1）大学ファンドによる支援対象の考え方（抜粋）

- 「事業規模の成長」という観点で、大きく諸外国の研究大学の後塵を拝している状況下、世界トップ大学と比肩する研究開発基盤のレベルに達し、財政基盤の自律化が果たされるまでの間、ファンドによる継続的・安定的な支援を行うことが必要ではないか
- 一方で、ファンドによる支援は、将来的に大学が自律的に財政基盤を強化するに当たっての長期的な視点での初期投資に過ぎないことに鑑み、自律的な事業成長の見込みが出来た段階でファンドから卒業させる仕組みが必要ではないか
- ファンドによる支援の打切りや減額については、大学の活動内容のプロセスを問うのではなく、支援を受けるに当たって求めたコミットメント（「事業成長」及び「研究力」に係る定量的なアウトカム指標の目標値）が一定期間連続して達成されない場合など、結果責任を問う形にすべきではないか
- 国によるモニタリング・評価については、世界と伍する研究大学の使命に鑑み、高い自律性と厳しい結果責任を求めるべく、コミットメントの達成状況（結果）を客観的指標に基づいて行うことを主眼とすべきではないか